

下関市立保育所及びこども園環境管理・保全・補助業務に係る

労働者派遣業務仕様書

1 業務名

下関市立保育所及びこども園環境管理・保全・補助業務に係る労働者派遣業務

2 業務の目的

下関市立保育所及びこども園（以下「園」という。）において、園児が快適に過ごすことのできる環境を整えるため、また保育者を保育に専念させるために、環境管理・保全・補助業務（以下「業務」という。）を実施することを目的とする。

3 履行期間

令和8年5月1日から令和9年3月31日まで

4 履行場所

別紙1 就業場所等一覧のとおり

5 業務要件

(1) 前提条件

- ア. 業務については、園の管理下で遂行すること。
- イ. 業務に必要な道具、洗剤、水等は、園で調達するものを使用すること。

(2) 業務の内容等

- ア. 園舎全体の清掃
- イ. 便所掃除
- ウ. 給食準備及び片付け
- エ. 洗濯及び洗濯干し
- オ. 午睡の準備及び片付け
- カ. アからオまでに掲げる業務を原則とするが、園の状況等に応じて園長の指示により適切な対応を行うこと。

6 業務を要する日時等

- (1) 業務を要する日の総日数 履行期間のうち181日
- (2) 業務を要する曜日 履行期間に属する週のそれぞれ月曜日から金曜日までのうち4日（月曜日から金曜日までの間に園の休園日がある場合は、この限りでない。）
- (3) 業務を要する時間 業務を要する日のそれぞれ9時から15時までのうち3時間
- (4) (1) から (3) までに掲げる事項を原則とするが、園の状況等に応じて園と乙

とが協議した上で、双方の合意がなされた場合は、業務を要する曜日及び業務を要する時間（業務の時間帯を含む。）が変更となる場合がある。

## 7 派遣共通要件

- (1) 乙は、業務を理解した上で、着実に業務を遂行できる派遣労働者を各園に1名ずつ派遣すること。
- (2) 乙は、言葉遣い、身だしなみ等に注意を払うことができ、園児、保護者、保育者等に対し適切な対応を行うための一般常識及びマナーを有する派遣労働者を各園に派遣すること。
- (3) 乙は、派遣労働者に係る労働者名簿を事前に甲へ提出し、当該労働者名簿に変更がある場合は、甲に随時報告すること。
- (4) 乙は、派遣労働者の健康管理について絶えず注意を払い、派遣労働者に4月・8月・12月にそれぞれ検便を実施させ、甲にその結果を速やかに報告すること。この場合において、当該検便の検査項目は、赤痢菌、サルモネラ菌及び腸管出血性大腸菌群とし、当該検便の実施及び結果の報告に係る費用は、乙の負担とする。
- (5) 乙は、前項の検便の結果が陽性となった保菌者を派遣労働者として各園に派遣してはならない。
- (6) 派遣労働者は、1日の業務が終了した場合は、その都度速やかに成果報告書を園に提出し、園長又は園職員に確認印をもらうこと。
- (7) 派遣労働者は、業務遂行に当たって、園児や保育者等の安全を十分に確保すること。
- (8) 乙は、派遣労働者に欠員が生じないようにすること。
- (9) 乙は、派遣労働者に関する事故や不祥事が発生した場合は、甲へ速やかに口頭及び文書にて報告すること。
- (10) 派遣労働者が業務遂行中に事故等を起こした場合は、乙がその事後処理等の対応をすること。
- (11) 派遣労働者が自家用車等で通勤する場合、園が許可した場合に限り、園の指定場所を通勤用駐車場（以下「駐車場」という。）として無償で利用できるものとする。駐車場の利用可否や利用条件については、常に園の指示に従うものとし、利用が認められない場合には、駐車場の確保及びそれに伴う費用は、乙の負担において対応するものとする。
- (12) 甲は、乙がこの契約に定める義務に反した場合には、この契約を解除し、又は派遣料金の額を変更する場合があること。

## 8 特記事項

この仕様に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

## 別紙1 就業場所等一覧

番号	名 称	位 置
1	下関市立彦島第一保育園	下関市彦島福浦町二丁目17番1号
2	下関市立名池保育園	下関市名池町10番2号
3	下関市立幸町保育園	下関市幸町18番6号
4	下関市立長府第二保育園	下関市長府中六波町12番26号
5	下関市立長府第三保育園	下関市長府松小田本町1番38号
6	下関市立長府第四保育園	下関市長府八幡町1番1号
7	下関市立吉見保育園	下関市吉見本町一丁目16番1号
8	下関市立幡生保育園	下関市幡生宮の下町25番13号
9	下関市立双葉保育園	下関市豊浦町大字宇賀字川嶋12984番地1
10	下関市立中央こども園	下関市幡生新町1番10号
11	下関市立豊浦こども園	下関市長府亀の甲二丁目2番82号
12	下関市立垢田こども園	下関市新垢田東町一丁目2番7号
13	下関市立王喜こども園	下関市王喜本町二丁目15番1号
14	下関市立菊川こども園	下関市菊川町大字下岡枝字高田1504番地
15	下関市立豊田下こども園	下関市豊田町大字手洗字堂本273番地1
16	下関市立西市こども園	下関市豊田町大字矢田字横の田185番地
17	下関市立川棚こども園	下関市豊浦町大字川棚字寺田5281番地
18	下関市立黒井こども園	下関市豊浦町大字黒井字下北岡2159番地1

### 別紙 3

#### 労働者派遣基本項目

(派遣先への通知)

第1条 乙は、法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和61年労働省令第20号。以下「施行規則」という。）並びにこの契約に基づき派遣就業の目的達成に適する労働者の派遣を行い、甲に対し当該派遣労働者の氏名、性別その他法及び施行規則に定める事項を通知しなければならない。

(法令順守)

第2条 甲及び乙は、派遣労働者の派遣又は派遣受入れに当たり、それぞれ法及び施行規則その他関係諸法令を遵守するものとする。

(適正な就業の確保等)

第3条 乙は、派遣労働者に対し適正な労務管理を行うとともに、甲の指揮命令に従って職場の秩序・規律を守り、適正に業務に従事するよう派遣労働者を教育し、及び指導する。

2 甲は、当該派遣就業が適正かつ円滑に行われるようにするため、セクシュアル・ハラスメント等の防止等に配慮し、良好な職場環境を確保するとともに、適切な業務指揮を行う。また、派遣労働者の利用が可能な設備については、甲の職員と同様の利用ができるように便宜の供与に努めるものとする。

3 甲は、その指揮命令の下に労働させる派遣労働者について、乙からの求めに応じ、派遣労働者が従事する業務の遂行に必要な能力を付与するための教育訓練を実施するよう配慮する。

(派遣先責任者)

第4条 甲は、事業所その他派遣就業の場所ごとに、自己の雇用する労働者（役員を含む。）の中から派遣先責任者を選任し、法に定める派遣労働者の就業に必要な措置を講じなければならない。

(派遣元責任者)

第5条 乙は、事業所ごとに法の定めに基づき派遣元責任者を選任し、法に定める派遣労働者の適正な就業確保に必要な措置を講じなければならない。

(指揮命令者)

第6条 甲は、就業場所ごとに、自己の雇用する労働者（役員を含む。）の中から指揮命令者を選任し、派遣労働者が安全かつ適切に業務を処理できるよう指導しなければならない。

2 前項の指揮命令者（以下「指揮命令者」という。）は、この基本項目その他この契約の定める事項を遵守し、派遣労働者を指揮命令する。この場合において、指揮命令者は、派遣労働者を契約外の業務に従事させてはならない。

3 指揮命令者は、前項に定めるもののほか、甲の職場維持・規律の維持のために必要な事項を派遣労働者に指示することができる。

(苦情処理)

第7条 甲及び乙は、派遣労働者からの苦情の申出を受ける担当者（以下「苦情処理担当者」という。）を選任し、並びに派遣労働者から申出を受ける苦情の処理方法及び甲乙間の連絡体制を定める。

2 苦情処理担当者は、派遣労働者から苦情の申出があった場合には、遅滞なく派遣先又は派遣元責任者に連絡し、甲乙連携して適切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果を当該派遣労働者に通知するものとする。

(派遣労働者の交替)

第8条 派遣労働者が、就業に当たり、遵守すべき甲の業務処理方法、就業規則等に従わない場合又は業務処理の能率が著しく低く、派遣就業の目的達成ができないと見込まれる場合には、甲は乙にその理由を示し、派遣労働者の交替を要請することができる。

2 前項の規定による交替の要請があった場合であっても、乙が派遣労働者に対し適切な措置を講じることにより、改善が見込める場合には、乙は甲の了承を得て、当該派遣労働者に対する指導及び改善を図ることができる。

3 派遣労働者の傷病その他やむを得ない理由がある場合には、乙は甲の了承を得て、派遣労働者の交替をすることができる。

(休暇及び代替者の確保)

第9条 派遣労働者が乙の就業規則に定める休暇を申請した場合には、乙は原則として甲へ事前に通知するものとする。

2 甲は、必要に応じ、休暇を申請した派遣労働者の代替者の派遣を乙に要請

することができる。

(業務上災害等)

第10条 派遣就業に伴う派遣労働者の業務上災害及び通勤災害については、乙が労働基準法(昭和22年法律第49号)に定める使用者の責任及び労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に定める事業主の責任を負う。

2 甲は、乙が行う労災保険の申請手続等について必要な協力をしなければならない。

3 甲は、法及び施行規則に定める労働基準法、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)等の適用に関する特例の定めに基づき、派遣労働者の安全衛生の確保に努める。

(派遣料金)

第11条 甲は、乙に対し労働者派遣の対価として、この契約に定める派遣料金を支払うものとする。

2 業務内容の変更等により、派遣料金の改定の必要が生じた場合は、甲乙協議の上、改定することができる。

3 甲の責めに帰すべき事由により、所定の就業日に派遣労働者が就業することができなかつた場合には、乙は甲に派遣料金を請求することができる。

(損害賠償)

第12条 業務の遂行において、派遣労働者が故意又は重大な過失により甲に損害を与えた場合は、乙は甲に法律上の賠償責任を負うものとする。ただし、その損害が指揮命令者その他甲が使用する者(以下この条において「指揮命令者等」という。)の派遣労働者に対する指揮命令等により生じたと認められる場合は、この限りでない。

2 前項の場合において、その損害が派遣労働者の故意又は重大な過失と指揮命令者等の指揮命令等との双方に起因するときは、甲乙協議の上、損害の負担割合を定めるものとする。

3 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

4 甲は、損害賠償請求に関しては、損害発生を知った後、速やかに乙に書面で通知するものとする。

(離職後1年以内の労働者派遣受入れの禁止)

第13条 甲は、甲を離職後1年以内の派遣労働者（60歳以上の定年退職者を除く。）を受け入れてはならない。また、乙の派遣労働者が当該定めに抵触することとなるときは、乙に対してその旨を書面により通知しなければならない。

2 乙は、甲を離職後1年以内の者（60歳以上の定年退職者を除く。）を甲に派遣してはならない。

(派遣労働者の個人情報・個人秘密の保護)

第14条 派遣労働者の個人情報の保護に適正を期するため、乙が甲に提供することができる派遣労働者の個人情報は、法第35条の規定により派遣先に通知すべき事項のほか、当該派遣労働者の業務遂行能力に関する情報に限るものとする。ただし、目的を示して当該派遣労働者の同意を得た場合又は他の法律に定めのある場合は、この限りでない。

2 甲は、乙に対し派遣労働者を特定して派遣の役務の提供を求めたり、派遣労働者を特定することを目的として個人情報の提供を要求しないものとする。

3 甲及び乙は、この契約及び派遣就業上、派遣労働者に関し知り得た個人的秘密を正当な理由なく他に漏らしてはならない。

(雇用の禁止)

第15条 甲は、この契約に定める派遣期間中は、業務に従事する派遣労働者を雇用してはならない。

(紛争防止の措置)

第16条 甲は、労働者派遣の終了後に当該派遣労働者を雇用する場合には、その雇用の意思を事前に乙に示さなければならない。

2 乙が職業紹介を行うことが可能な場合は、甲は乙に対して職業紹介により紹介手数料を支払わなければならない。

(守秘義務)

第17条 乙は、この契約で定める業務の遂行により知り得た甲の業務に関する機密事項を第三者に漏えいしないものとし、これを派遣労働者に遵守させる。この契約終了後又は解除後においても同様とする。

(反社会勢力等の排除等)

第18条 甲及び乙は、相手方が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋その他これに準ずる者をいう。以下同じ。）に該当し、又は次の各号のいずれかに該当することが判明したときには、相手方に対し何らの催告を要せず、この契約を解除することができる。

- (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき。
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、不当に反社会的勢力を利用したと認められるとき。
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき。
- (5) その他役員又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 甲又は乙は、相手方が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合には、相手方に対し何らの催告を要せず、この契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

3 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合には、乙に対し何らの催告を要せず、この契約を解除することができる。

- (1) 公租公課の滞納処分を受けたとき。
- (2) その他財産状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき。

4 甲又は乙が前3項の規定によりこの契約を解除した場合には、解除された者は、解除により生じる損害について、その相手方に対し一切の請求を行わない。

(契約保証金)

#### 第19条

(権利の譲渡の制限)

第20条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第21条 乙は、業務を第三者に再委託してはならない。

(個人情報の保護)

第22条 乙は、この契約に定める義務の履行に伴う個人情報の取扱いについては、別記1個人情報取扱特記事項を守らなければならない。

(しものせきエコマネジメントに基づく特記事項)

第23条 業務のうち、しものせきエコマネジメントに基づく環境に関する特記事項は、別記2特記仕様書(環境編簡易)のとおりとする。

(下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項)

第24条 業務のうち、下関市暴力団排除条例(平成23年条例第42号)による措置については、別記3下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項のとおりとする。

(実施報告書の提出)

第25条 甲は、毎月の業務の実施を完了したときは、遅滞なくその月の業務の実施に関する報告書(以下「実施報告書」という。)を乙に提出しなければならない。

(確認)

第26条 乙は、実施報告書を受領したときは、速やかに業務の実施について確認を行うものとする。

(派遣料金の支払)

第27条 乙は、その月の業務の実施を確認したときは、1時間当たりの派遣料金に定める単価にその月に別紙2下関市立保育所及びこども園環境管理・保全・補助業務に係る労働者派遣業務仕様書に基づいて実施した業務の就業時間(15分を単位とし、15分未満の端数がある場合は、その端数を切り

捨てる。)を乗じて得た額(1円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り捨てる。)に1.10を乗じて得た額(1円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り捨てる。)を記載した支払請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の定めにより乙の提出する適法な支払請求書を受理したときは、その日から30日以内に当該請求のあった額を乙に支払うものとする。

(一般労働者派遣事業の届出に係る事項)

第28条 乙の一般労働者派遣事業の届出に係る事項については、別記4のとおりとする。

(契約の費用)

第29条 この契約の締結及び履行に関して必要な費用は、全て乙の負担とする。

(協議事項)

第30条 この基本項目に定めのない事項及びこの基本項目の条項の解釈並びにこの契約につき疑義を生じた事項については、法を尊重し、甲乙協議の上、円満に解決する。

## 別記 1

### 個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

第 1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

#### (秘密の保持)

第 2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

#### (収集の制限)

第 3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により行わなければならない。

#### (目的外利用及び提供の禁止)

第 4 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

#### (適正管理)

第 5 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

#### (複写又は複製の禁止)

第 6 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等の複写、複製、又はこれらに類する行為をしてはならない。

#### (再委託の禁止)

第 7 乙は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲の承認があるときを除き、第三者にその取扱いを委託又はこれに類する行為をしてはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録されている資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(事故発生時における報告)

第9 乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

## 別記 2

### 特記仕様書（環境編簡易）

下関市は、「しものせきエコマネジメントプラン」に基づいた環境マネジメントシステムを構築し、「下関市環境方針」に基づき、下関市の組織が行う事業活動における環境配慮及び環境保全に関する行動を適切に実行することとしている。この取り組みには受注者の協力が不可欠であり、業務関係者の業務の管理や業務の実施などに当たり、受注者は、「しものせきエコマネジメントプラン」の趣旨を理解し、次の項目について実施すること。

#### 1 環境関連法令について

受注者は、業務の実施に際しては、環境関連法令を遵守し、常に適切な管理を行うこと。

#### 2 事故発生時の対応

受注者は、業務の実施中に事故が発生した場合は、必要な処置を講ずるとともに下関市へ報告し、その指示に従うこと。なお、詳細な報告は、文書で後日行うこと。

#### 3 苦情発生時の対応

受注者は、業務に関する苦情を受け付けたときは、応急的な措置が必要な場合は応急処置を講ずるとともに下関市へ報告し、その指示に従うこと。なお、詳細な報告は、文書で後日行うこと。

#### 4 配慮事項

受注者は、業務の実施に際しては、次の各号に配慮すること。

- (1) 使用する車両から排出するガス及び騒音振動を低減するようできる限りエコドライブを励行すること。
- (2) 業務の報告書の作成に当たっては、可能な限り再生紙等を利用すること。

- (3) 業務の報告書の作成に当たっては、可能な限り両面印刷に努めること。
- (4) 環境ラベリング制度（エコマーク・グリーンマーク）の対象となっている製品を可能な限り積極的に使用すること。
- (5) 使用する物品は、可能な限り再生品を使用すること。
- (6) リサイクル（分別）可能な製品を積極的に使用すること。
- (7) 公共交通機関の利用及び効率的に車を使用すること。
- (8) 業務の実施箇所周辺の環境に与える負荷の抑制及び周辺地区の環境美化に努めること。

## 別記 3

### 下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項

#### (総則)

第1条 甲と乙は、下関市暴力団排除条例第3条に規定する基本理念に基づき、同条例第6条の規定による措置として、この特記事項を設ける。

#### (暴力団排除に係る契約の解除)

第2条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、乙に対しなんらの催告を要せず、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくはこの契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が、経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、若しくは便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 下請契約又は資材、原材料等の購入契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料等の購入契約の相手方としていた場合（第6号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属及び損害賠償について

は、この特記事項が付加される契約の規定による。

(関係機関への照会等)

第3条 甲は、暴力団を排除する目的のため、必要と認めるときは、乙に対して、役員等についての名簿その他の必要な情報の提供を求め、その情報を管轄の警察署に提供して、乙が前条第1項各号に該当するか否かについて、照会できるものとする。

2 乙は、前項の規定により、甲が当該警察署に照会を行うことについて、承諾するものとする。

(契約の履行の妨害又は不当要求の際の措置)

第4条 乙は、自ら又はこの契約の下請若しくは受託をさせた者(この条において「下請事業者等」という。)が、暴力団又は暴力団員から、この契約の適正な履行の妨害又はこの契約に係る不当要求を受けたときは、き然として拒否し、その旨を速やかに甲に報告するとともに、管轄の警察署に届け出なければならない。

2 甲、乙及び下請事業者等は、前項の場合において、管轄の警察署と協力して、この契約の履行の妨害又はこの契約に係る不当要求を排除する対策を講じるものとする。